慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	英國に於ける銀行業の發生：「産業革命と金融市場」の一節
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎(Nomura, Kanetaro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1929
Jtitle	史学 Vol.8, No.4 (1929. 12) ,p.45(553)- 68(576)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19291200-0045

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

英國に於ける銀行業の發生

——「産業革命と金融市場」の一節——

一

英國に於いて産業革命を先づ惹起したのは、明かに第十七世紀以降の國民的發展に基くものである。それ等の點については拙著「英國資本主義成立史」を參照されたい。英國民の海外發展がその商品市場を擴大せしめたことは明かであるが、かくの如き遠隔の地と商業取引を行ひ得るやうになるまでには相當金融機關が發達する必要がある。他方商業が發達し、急速なる商品製造が促され、漸次に大規模な製造業が構成さるゝには資本の運用を必要とし、金融の發達を前提とする。

しかし本稿に於いては詳細なる金融史を述べんとするのではない。唯英國に於いて産業革命を可能ならしめた金融機關が如何にして發展して來たか、特に銀行業務の萠芽について概觀せんとするにある。

貨幣の發生は極めて古い。しかし一國が完全なる貨幣制度を要求するに至るまでには相當交易の發達

を見なければならない。第十四世紀頃から各國に於いて外國貨幣の流入を見、從つて單に國內に於ける惡貨の流通を防ぐのみならず、外國貨幣に對しても何等かの取締を必要とした。(1) この頃から歐洲に於いてはすでに國際的な貨幣の流通が起り始めたと云つてよい。そして英國に於いては第十七世紀に至り貨幣に關する議論が最も盛んに行はれた。(2)

從つて英國に於いて金融市場の何等かの形式が發生したのは產業革命以前のことである。卽ち前述の國際間の交易に基き、貨幣の出入が起ると共に、何等かの金融機關が構成さるゝに至つたのである。

中世都市に於いて先づ財の蓄積が行はれた。第二の階梯として蓄積されたる財を收入獲得のために使用せんとする。かくて次第にこゝに資本の形成を見る。(3) この點から見ても最初に生じた資本は商業資本である。英國に於いても第十六世紀にはすでに商業資本の活躍を見る。この時代の英國貨幣制度がその本位制について極めて亂雜であり、又貨幣そのものが一定してゐなかつたことは極めて有名な事實である。元來銀本位制であつた英國が第十七、十八兩世紀の苦しい經驗の後、一八一六年終に純然たる金本位制の確立を見るに至つた。この間の多くの失策は貨幣の本質を理解し得なかつたことに基くこと大ではあるが、又金融その他の國家組織に缺くるところ多かつたからであると云はなければならない。(4) 急速なる商業資本の發展を必要とするにつれて、貨幣制度の改正も生じ、金融機關の完成も成就され得たのであるが、素より始めから完全なものではなかつた。貨幣制度の場合と同じく多くの無智が幾多の

失策を生ぜしめた。

今こゝにはこの時代の金融機關の狀況を概觀することを目的とするのである。

（註一）各國に於けるそれ等の實例は、Werner Sombart, Der Moderne Kapitalismus, III. Auflage, I. Band, SS. 409—411. を見よ。

（註二）この時代の幾多の貨幣に關する著作中、特に注意すべきは Thomas Mun, England's Treasure by Forraign Trade, 1664. である。これに關しては高橋誠一郎教授の「英國に於ける貿易平衡論の發達とトーマス・マン」（同氏著「經濟學史研究」所收）を參照されたい。

（註三）W. Cunningham, The Progress of Capitalism in England, 1916, pp. 67—8. 及びマルクス「資本論」第一卷第二篇第四章（高畠譯一一七頁）。

（註四）"Die meisten Fehler beging sie aus einer unklaren und falschen Auffassung vom Wesen des Geldes heraus. Es wurde betont, dass Mangel in der übrigen staatlichen Organisation nicht ohne Rückwirkung auf das Geldwesen blieben, wie überhaupt das Geldwesen nicht isoliert betrachtet wurde, sondern in Zusammenhang mit dem gesamten staatlichen und kulturellen Leben." (Alfred Schmidt, Geschichte des englischen Geldwesens im 17. und 18. Jahrhundert. 1914. s. 199.)

二

英國に於いて中世の金融は全く外國人の手に依つて行はれてゐた。(5) しかしそれ等は決して純粹の商業資本とは云はれない。王室又は諸侯の財政的危急を救濟せんがために、融通された資金が多かつた。

從つてこれ等の資金の融通者は所謂金貸業の性質を多分に有する者であつた。かくの如き性質の金融が一國の產業の發達に何等貢獻するところなきことは極めて明瞭である。否むしろ少くとも貿易の發展を阻害したと云ひ得る。しかし英國に於ける外國資本家の勢力は中世に於いて甚だ大であつた。

中世に於ける貨幣使用の發達は第十四世紀に於けるマナアの貨幣代納制度に依つて促進された。(6) しかし最も多く資金を必要とするに至つたのは中央集權の確立と戰爭とであつた。このことは勿論英國のみの理由ではない。概してルネッサンス以後、歐洲に現れて來た共通の現象である。(7) 黃金に對する人類の慾望が中世の禁慾的宗教々義の束縛を脫すると共に特に旺盛となつて來たことは極めて明白であるが、それ等は決してこの時代の特質を語るものではない。又それ等の欲求が特に支配階級に於いて强力であつた所以を語るものでもない。それ等の要求が特に當時の支配階級に强かつた具體的理由は明かに上述の經費の擴大と戰爭との二個の理由に基づくものであり、英國に於いてはチュドル王朝の治下に最もよく現れてゐる。

私は今これ等の資金が如何にして應ぜられたかを述ぶる前に、少しく二つの相關聯せる問題について論じて置きたいと思ふ。一つは外國資本の排斥、他の一つは國內資本家の發生である。

英國に於ける國民的意識の發達がエリザベス朝バアレエ卿の政策に依つて一層促進された。伊太利商人やハンザの商人が次第に勢力を失ひ、英國商人の勢力が次第に增加して來た。(8) 金融方面に於いても

同様であつた。しかしこの方面に於ける外國人の勢力はこれを容易に除去し得るものではなかつた。エリザベス朝の末期 Royal Exchange(9) に集まる者の多くは外國商人であつた。その當時の著者ストオはロムバアド街の名稱の起源をエドワアド二世以前にありとし、各國商人のこゝに集まる者多く、一五六八年十二月二十二日それ等の商人のために Royal Exchange を開く旨を記してゐる。(10) 然るに後に商業資本家の到來を生じ、資本の移入が相當あつたが、しかもなほ一六二五年に於いてさへ王室の寶石その他を三十萬磅を以つて低地諸邦に質入をした事實さへある。(11) 從つて外國資本を完全に驅逐し得たのはずつと後のことであつたが、漸次に國內資本の發展を生じた。勿論王室の財政は困窮の極に達し、破產の狀態に陷入つたが、(12) 國民の財蓄積は漸次にこれ等を資本化し得る程度に發達して來てゐた。

（註五） 拙著「英國資本主義成立史」（一九二八年版）九〇—九二頁。

（註六） Ellis T. Powell, The Evolution of the Money Market, 1385—1913. (1916) pp. 4ff.

（註七） Richard Ehrenberg, Das Zeitalter der Fugger, (1896) I. Band, ss. 9—14.

（註八） 前掲拙著、九一、二七八、二八三頁等。

（註九） 本來は Bourse と呼ばれてゐたが、一五七一年エリザベス女王に依つてこの名稱を得る。Antwerp Bourse の模倣である。

（註一〇） "Then haue ye Lombardstreete, so called of the Longobards, and other Marchants, strangers of diuerse nations assembling there twise euery day, of what originall, or continuance, I haue not read of record, more then that Edward the second, in the 12. of his raigne, confirmed a messuage, sometime belonging to Robert Turke abutting on Lombard streete toward the South, and toward Cornhill on the Notth, for the Marchants of Florence, which proueth that street to

have had the name of Lombard street before the raigne of Edward the second, The meeting of which Marchants and others, there continued until the 22 of December, in the yeae, 1568. on the which day, the said Marchants began to make their meetings at the Bursse, a place then new builded for that purpose in the warde of Cornhill, and was since by her Maiestie, Queene Elizabeth, named the Royall Exchange."(John Stow's A Survey of London, 1603, edited by C. L. Kingsford, vol. I. p. 201.)

（註一一）Powell, op. cit., p. 43.

（註一二）Ehrenberg, op. cit., II. Band, s. 278.

三

外國資本を驅逐するがためには、當然國內に於いて富有階級が發生し、富の蓄積を行ふことが必要である。そこで暫くこゝに國內に於ける富有階級の發生について述べて置かう。又このことは當然金融機關の發生と相關聯するものである。

英國に於ける財の蓄積はエドワアド三世の時代に於いてすでに外國商品を取扱ふ雜貨商、呉服商、絹布商、毛織物商等に依つて行はれてゐた。(13) その他あらゆる富者がその富の貯藏手段として採用したところはこれを貴金屬品として保有するにあつた。從つてこれ等を取扱ふ職業の者殊に金匠も甚だ富有になつて來た。すでに第十五世紀末に "Italian Relation" の著者はロンドンのある一つの町に五十二の金

匠があつて、大小様々の銀器を夥しく有し、かつ富めることはミラン、ロオマ、ヴエニス、フロレンスのすべての店舗を一緒にするも、なほロンドンに及ばぬと思ふくらゐであると云つてゐる。(14) 贅澤品を扱ふ者が中世に於いては最もよく財の蓄積を行ひ得るのが常である。

銀行業の發達しなかつた時代に、銀行業務を行なつてゐたのはこれ等金匠であつた。貨幣經濟の漸次に發展すると共に、何等かの金融機關を必要とした。しかし金融市場の起源は甚だ古く、十字路、教會及びその後庭、僧院の門前、又は猶太教會等に生じた集會にある。恐らく最初は全く不定期なものであつたらう。この種のものはかなり古く跡づけることが出來る。一一五八年ロンドンの役員（Portreeve）の姓名——Gaufridus Bursarius——は取引所のやうな一種の制度が存在してゐた證據であると云ふ者もある。(15) これが後には定期的となり、通常日に二回開かれてゐたやうである。しかし事實に於いて英國の金融業は大陸に比較して甚だ遲れてゐた。又これ等の事業が相當大なる意義を有するやうになつたのはチユドル朝以後のことであつた。そしてこの時代に金匠の活動が始まつたのである。

元來金匠は少しも金融業と關係あるものではない。全く一の金銀細工職に過ぎなかつた。然るに第十六世紀頃からその職分に變化を生ぜざるを得なくなつた。それは單に偶然なる結果ではなく、當時の社會的變遷に伴ふ當然の變化であつた。即ち英國市民階級の勃興は從來の地主階級をして、以前の如く、金銀の器皿を尊重しなくさせた。又新興階級も舊貴族階級の如くそれ等に投資するよりも、貿易に資金

を投じた。かくの如き社會狀態の變化は金匠をして何等かの新しい方面に發展することを餘儀なくさせた。

金匠は貴金屬を取扱ふ關係上、比較的信用が厚く、加ふるに前述の如く富有な者が多かつたので、當然この信用を利用せんとし、又利用させる機會が多かつた。中にも金の保管を託する者が少なくなかつた。殊に當時スチユワアト朝の諸王と議會との爭鬪はロンドン塔に金の保管を託することが甚だ危險となり、(16) 又その他の政治的危害を免れるために、地方紳士や都市商人が信用ある金匠に金銀を委託したのであつた。

以上の事實が金匠をして單なる金細工人たる地位に止めず、金融業者として有力なる地位を獲得せしむるに至つたのである。卽ち委託金に對して手形——所謂金匠手形（Goldsmith Note）——を發行し、さらに預金を安全に貸出すに至ることは唯一歩の發展に過ぎない。しかしこのことは印刷術や蒸氣機關の發明にも比すべき重要な意義を有するものであらう。(17) 又後世信用機關の發達についても重要な關係があるから、以下少しく金匠のなした銀行業務に關して述べて置かう。

（註一三）前掲拙著九四—五頁。

（註一四）"There are fifty two goldsmiths' shops, so rich and full of silver vessels, great and small, that in all the shops in Milan, Rome, Venice, and Florence put together I do not think there would be found so many of magnificence that are to be seen in London." (Powell, op. cit. p. 31 から引用。)

(註一五) Powell, op. cit., p. 39.

(註一六) "There seems no good reason to doubt the tradition that before 1640 merchants habitually deposited uninvested surpluses in the Tower, and that only when Charles converted these deposits into a forced loan did the practice arise of repositing money with the goldsmith.....' (H. O. Meredith, Outlines of the Economice History of England, pp. 157—8)

(註一七) "They made the discovery, apparently original with them, that they could safely issue notes exceedingly by many times the amount of money actually left with them upon deposit. Their discovery may be regarded as scarcely less momentous than the invention of the printing press or of the steam engine." (L. H. Jenks, The Migration of British Capital to 1875, (1927) pp. 11—2)

四

金匠の如き貴金屬を取扱ふ者が多くの資本を必要とすること極めて明かである。彼等が多くの金銀を貯藏し、銀行業者となり、大資本家的企業者となることはすでにゾンバルトの指摘せるところである。彼の擧ぐるところに依ればロンドンの金匠は五百磅から三千磅の最低資本額を所有しなければならなかつたと云ふことである。(18) 彼等が貿易業者と等しくロンドンに於いて近世初期に先づ資本家的活動を始めたことは當然であらう。王位復興後、金匠が國庫に用立てゝゐた金額は百三十二萬八千五百二十六磅に上つてゐた。(19) なほ王室との關係については後述するつもりである。

ロンドンに於けるこれ等金匠の數は時に依つて變じてゐたが、一五六六年金匠組合の記錄に依れば、

百七軒あり、その中チイプに住む者七十六軒、ロムバアド街にある者三十一軒であつた。一五六九年には少しく減少して全部で八十九軒、その中チイプに住む者六十八軒、ロムバアド街に二十一軒ゐたと云ふことである。(20) 從つて百軒足らずの金匠がロンドンにあつたものと見てよい。

彼等が如何に金融界に勢力を有してゐたかは屢々引用さるゝバアネットの記述に依つても知られる。それに依れば西班牙の「無敵艦隊」の侵入を阻止せんがために、西班牙がゼノア銀行の信用に依賴することを知り、金力を利用して、西班牙の軍需品供給を不可能ならしめ、終に侵略を一年延期せしめたと云ふことである。(21) このことは彼等が機を見るに如何に敏であつたか、又如何に大膽であつたかを證するものであらう。

しかしかくの如き變化が保守的な商人の間に多くの反感を齎したことは當然である。これ等の金匠は他の者が勤勉に依つて獲得し、儉約に依つて蓄積したものを無暗に玩弄する。運がよければ奴隷が市長ともなり、運が惡ければ現金を供與した騙されやすい人間が破產する。甚だ危險な職業として排斥された。しかし他方勞働と貨幣とを節約するものとして大いに奬勵されもした。(22)

かくの如く多くの毀譽褒貶は免れなかつたが、すでに述べたる如く當時の社會狀態はすでにこの種の機關の存在を必要としてゐたのであるから、次第にこれを默認するやうになつた。唯これに反對した最後の者はサア・ダッドリイ・ノオスであつた。彼は多年外國にあり、一六八〇年ロンドンに歸るや、手

形の流通するを見て大いに驚いた。途中金匠に預金を勸誘さるゝことなくして、手形交換所（Change）に行くことの出來ないことを知つた。しかし結局彼もロンバアト街の一金匠に預金した。然るに不幸にしてその金匠は破産した。彼の失なつたところは僅かに五十磅に過ぎなかつたが、彼の銀行業に對する反感は益々高まり、金を貯藏する古いよき慣習に歸らんことを力說した。(23) しかし何等の效果もなかつたことは云ふまでもない。金匠の行ふ銀行業務は漸次に發展して來た。

（註一八）Sombart, op. cit., II. Band, s. 797.

（註一九）Thorold Rogers, The First Nine Years of the Bank of England, 1887. p. 6.

（註二〇）Powell, op. cit., p. 53.

（註二一）"He (a merchant of London) was well acquainted with the state of the revenue of Spain, with all their charges, and all that they could raise. He knew all their funds were so swallow up, that it was impossible for them to victual and set out their fleet, but by their credit in the bank of Genoa. So he undertook to write to all the places of trade, and to get such remittances made on that bank, that he should by their means have it so entirely in his hands, that there should be no money current there, equal to the great occasion of victualling the fleet of Spain." (Bishop Burnet, History of his own Time, [ed. 1823.] Vol. I., p. 544), Powell, op. cit., p. 53; W. Cunningham, The Growth of English Industry and Commerce, vol. II., pp. 146—7. etc.

（註二二）"A goldsmith's note might be transferred ten times in a morning, and thus a hundred guineas, locked in his safe close to the Exchange, did what would formerly have required a thousand guineas, dispersed through many tills, some on Ludgate Hill, some in Austin Friars, and some in Tower Street." (Lord Macaulay, The History of England, edited by J.

F. Henderson, p. 657.)

(註二四) "He (North) lost his temper when his friends asked where he kept his cash. 'Where should I keep it,' he asked, 'but in my own house?'" (ibid.)

五

かくの如き金匠の發展について、吾人の看過し得ざる當時の述作は "The Mystery of the new-fashioned goldsmiths or Bankers discovered." と題する匿名氏の小冊子である。本書は一六七六年に刊行され、四折判八頁に過ぎない。(24) 最もよく金匠の活動及び職分を示してゐるから、次ぎにその大要を紹介して置かう。

「この新しい銀行業務は直ちに甚しく發展して來た。偶々市民の騷擾せる當時に議會が銀器又は造幣局に齎された古い鑄貨から二志半の銀貨七百萬磅を鑄造した。然るに當時造幣局に於いて使用すべき適當な造幣器がなかつたため、これ等の新貨は重量が區々であり、時には一オンスについて二片、三片の開きがあつた。又その大部分が外國に於ける價値に比較すると重きに過ぎたやうである。この點を金匠は巧みに利用し、重き鑄貨を削取し、又溶解して外國に輸出した。又偶々わが金貨も重量が多かつたので彼等はこれ等をも同樣に利用した。」

かく金匠が金銀貨を熔解したことについてはウイリアム・ペッティに依つても指摘されてゐる。(25) さらに金匠の活動について述べる。

「かつ又親方の現金を委託されてるやうな商人の使用人が、それ等の金を日歩百について四片の割合で金匠に貸すと、彼等はこれ等を以つて同様の方法で、商人その他これを必要とする者に、週又は月歩で高利に多額の現金を貸付けることが出來た。又同様に又はより高い利率で商人の手形を割引し始めた。殆ど同時に金匠達は都會に送金する紳士の領地の地代を回收すること、又一ヶ月又はそれ以下の間でも現金を委託する者に多少の利子を附け始めた。この利子を附することは貨幣を手にする者にとつて大なる誘惑であつた。又入用な時には百磅でも、五十磅でも、幾らでも一時に引出すことが出來た。擔保又は信用で貸出した時よりも面倒が遙かに少なかつた。この結果として多額の金子が急速に彼等の手に集まり、彼等の主なる者は今やクロムウエルにその必要に際し收入を擔保とし前貸し得るやうになり、巨額の利益を得ることが出來た。

「王位復興後に於いても國王チャアルズは金がなかつたので、銀行家は厚かましくも一割の利子を取つた。又祕密契約に依り、國王の多くの手形類、爲替負債に對し二割、時に三割を徴收してゐたのは誠に政府にとつて恥づべきことであつた。この大なる利得は金匠をして益々國王の債權者たらしめ、あらゆる收入を豫想して前貸し、又擔保として議會の可決したあらゆるものを、與へらるゝや否やこれを取つ

た。……」

かくして著者は一六七二年の國庫閉鎖に至ることを述べてゐる。この國王との關係については後述するから、こゝでは省略して置く。以上の記述に依つて恐らく讀者は金匠が所謂銀行業務を行なつてゐたことを十分に知り得るであらう。唯彼等の金融が未だ近世資本の意義を十分に發揮せず、依然として中世の高利貸的臭味を多分に有してゐたことを知り得る。

（註二四）本書は稀購書の一つではあるが、Adam Andrson, An historical and chronological Deduction of the Origin of Commerce. 1801, vol. II., pp. 402–3. に大部分引用されてゐる。以下同書からの引用である。

（註二五）ペッティは鑄貨を劣惡なものとすべき第二の理由として次ぎの如く述べてゐる。"The other reason (besides that of alloy which we must allow in the Measures abovementioned) is to save it from being melted down by Goldsmiths and Bullioners, or exported by strangers;……" (Sir W. Petty, A Treatise of Taxes and Contributions. 1662, The Economic Writings, edited by C. J. Graunt, vol. I., pp. 85–86) 即ち善良なる場合には鎔解されてゐたことを示す。

六

次ぎにマコオレエが勞働と貨幣の節約として、一朝に十回も轉々すると云つた金匠手形とは如何なるものであつたらうか。(26) 最初に貴金屬品や鑄貨の委託に對し、顧客に與へた單なる預證に過ぎなかつた。しかしそれが現金の場合には全く一種の紙幣と同じくなつた。何故ならば請求に應じて支拂はれ、又金

匠の信用も相當大であつたからである。唯紙幣の如く一定の標準額定められず、如何なる端數をも附せられてゐた。又額面が他の方法ですでに支拂はれてゐた場合には、金匠は勿論支拂に應じない。しかし金匠の信用が大であればあるほど全く現金と同樣に流通したことは容易に想像し得る。

金匠手形は本質上預證である。從つて委託物を受取るためには當然預證の提示及び所持人の出頭を必要とする。かくの如きは明かに不便である。この不便を除去せんとする方法はすでに早くから案出されたらしい。即ち所謂小切手の如き形式のものである。今ポオエルの擧げてゐる最も早い二つの例を左に掲げて置く。(27)

即ち一つは一六七五年のものである。

"Mr. Thomas ffowles.

I desire you to pay unto Mr. Samvell Howard or order upon receipt hereof the sums of nine pounds thirteene shillings and sixe pence and place it to the account of

Yr. servant,

Edmond Wareupp.

14 Augt. 1675.

£ 9. 13. 6.

For Mr. Thomas ffowles, Goldsmith at his shop betweene the two Temple gates, Fleet-streete."

裏面に受取人に依つて次ぎの如く裏書されてある。

"Red. in full of this bill the sume of nine pounds thirteen shillings sixpence.　Saml. Howard."

次ぎに最も簡單に、かつ又最も普通の形式と思はるゝものは、

"Bolton, 4th March, 1684. At sight hereof pray pay unto Charles Duncombe Esq., or order, the sum of four hundred pounds, and place it to the account of

Yours assured friend,

Winchester."

かくして次第に信用の高まるにつれて、制度の發展を跡づけることが出來る。金匠がかくの如く銀行業務を行なつてゐたことが、やがて次いで發展して來た英國銀行に、大陸の諸銀行、――ヴエニス銀行、ゼノア銀行、アムステルダム銀行等――と異なる特徴を與へたのである。大陸諸銀行に於いては商人の提供する各國の鑄貨を吟味し評價し、これに對しこれと等價の手形を發行する。然るに英國の銀行はごく始めからロンドンの金匠のすでに行なつてゐた違つた方向に進んだ。即ち前者に於いてそれ等の手形は恰もどつく倉庫證券（dock-warrant）の如く、それ等の額面金額ばかりでなく、少くとも理論上預託した鑄貨そのものを要求し得たのである。後者に於いてはかくの如く同一物を返還することは少しも約

東してないのである。(28)

この點に於いては新しく發達して來た英國銀行の方が古い大陸の諸銀行よりも進歩した金融機關であつた。この進歩は明かに金匠が第十七世紀に於いて急速な發展をなし、むしろ遲れてゐた英國の金融業務をして有用なものとなした――古い歴史を有さぬだけ、それだけ容易であつたかも知れないが、又急激に發展して來た商業に應ずるがために特に必要であつたのではあるが――功獻と云ふべきである。

(註二六) 前掲註二二參照。

(註二七) Powell, op. cit., pp. 101–102.

(註二八) Rogers, op. cit., pp. 6–9.

七

かくして發展して來た金匠はその資金を如何なる方面に投じたか。このことは恰も第二節に於いて提起した問題の一部を答へることになる。即ち前述の如く中央集權的施設と戰爭とに依つて齎された王室の財政的困難を救濟するに金匠は相當大なる役を勤めたのであつた。

勿論金匠は他の諸商人に金融機關として役立つたことは云ふまでもない。前掲の "Mystery of New-fashioned Goldsmiths" にもこれに關する記事がある。(29) しかし概して云へば彼等は債權者の地位にあつ

て債務者となることは少なかつたやうである。金匠の資金の大部分は王室に投ぜられた如くである。今それ等の狀態について一二の例を擧げて置かう。

エリザベス朝に於いても王室の財政的困窮は決して救濟されなかつた。當時歐洲の金融的中心はアントワアプから變じつゝあつた。政治的理由からアントワアプは急速に衰頽し、之に反してロンドンは前述の如く漸次に重要なる貿易及び金融の中心地となつて來た。エリザベス女王はその以前の諸王の如く必ずしも外國資本家の援助を待たなくともよくなつた。殊に西班牙の無敵艦隊の侵略を受けた頃から容易に國内から資金を獲得することが出來た。又エリザベス政府は信用が大であつたから、この點に於いてはロンドンの諸商人に御用金を命じ、財政を補充することにさまで困難を感じなかつたのである。これ等の資金を提供した商人組合の中、金匠は――純粹の英國人もあり、又ロンドン在住の外國金匠もあつたが――かなり大なる役目を勸めてゐたのであつた。(30)

しかしスチユアト王朝以後になると、この事態は著しく變じて來た。スチユアト王朝の政府はチユドル王朝の政府ほど信用がなかつた。例へば一六六〇年王政復興後、軍隊を解散した時、これに支拂ふべき手當がなかつた。その時この資金を提供する者は金匠の如き者以外に一人もなかつたのである。かくて特に銀行業務を條令に依つて認めしむるに至つたのである。(31) かくて金匠は有力なる政府の金融機關となつたことはすでに前にも述べた通りである。

すでに前例よりも以前に、チャアルズ一世が莫大な土地を擔保としてロンドン市から三十萬磅の金額を募集した時も、その金は銀行家と自稱（前述の條令以前なるが故に）してゐた人々に依つて應ぜられたのである。(32) この種の例は甚だ多い。かく金匠が王室財政の金融機關であつたことが、少からず一般の金融機關として不備であり、危險なものたらしめた。その結果として終に一六七二年チャアルズ二世が一時現金の必要を感じ、國庫からの支拂を一ヶ年延期し、金匠及びその預金者に多大の迷惑を蒙らしむるに至つたのである。如何云ふ理由かと云ふに、このことは金匠をして一時國庫に百三十二萬磅餘（前出）の金子を預託せしむることになるのである。そして金匠は六分の法定利子を以つて滿足せざるを得ないのである。この法令が多くの破產者を生じた。何故ならば金匠の數は多くはなかつたけれども、金匠に預金してゐた者は一萬と稱せられてゐたからである。結局元金は返濟されず、六分の利子すらも間もなく支拂はれなくなつたからである。(33)

かくの如き事實は明かに預金者を不安ならしめ、金融界を混亂せしむる。これ等はすべて金匠と云ふ金融機關が一方近世的銀行業務を行ひつゝ、他方王室に依存するが如き古き金融方法を行なつてゐたからである。(34) 要するに金匠が金融機關として貢獻したところは、當時の如き過渡時代にあつてより近世的な金融事業を普及せしめた點に外ならない。

（註二九） "Having thus got Money into their hands, they presumed upon some to come as fast as others was paid away, and

upon that confidence of a running Cash they begun to accomodate men with moneys for Weeks and Months, upon extraordinary gratiuities, and supply all necessitous Merchants that overtraded their Stock, with present Money for their Bills of Exchange, discounting sometimes double, perhaps treble interest for the time, as they found the Merchant more or less pinched." (op. cit. p. 4.: Cunningham, Growth, p. 143.)

（註三〇）W. Cunningham, Growth, p. 148.

（註三一）".....Whereas severall persons, being goldsmiths and others, by takeing or borrowing great summes of money and lending out the same againe for extraodinary lucre and proffitt have gained and acquired [unto] themselves the Reputacion and Name of Bankers." 事實より法律上の承認が後に來ることは珍しからざることである。例へば前述の如く金匠はすでに早くから一種の約束手形を使用してゐたが、これが法律上の承認は一七〇九年の後であつた。

（註三二）Powell, op. cit., p. 95.

（註三三）Agnes F. Dodd, History of Money in the British Empire and United States. 1911, p. 77.

（註三四）"Diese Verhältnisse müssen wohl bei dem gesteigerten Kreditbedürfnisse das Verlangen nach einem von der Willkür des Königs unabhängingen, Zahlung und Kredit vermitteluden Institute stets von neuen habem wachgerufen." (Eugen von Philippovich, Die Bank von England im Dienste der Finanzverwaltung des Staates, 1911, s. 22.)

八

第十七世紀に於ける金融事業は上述の如く金匠に依つて行はれてゐたが、漸次に發展して來た商業、並びにこれに伴ふ株式組織の發展は到底かくの如き不完全なる金融を以つて甘んじてゐるわけにはゆか

なくなつた。眞の發達せる金融には少くとも、(一)安全なる預金、(二)高利ならざる資金の融通、及び(三)紙幣の發行等に對し十分な設備を有する機關が必要である。第十七世紀末の英國商業の狀態はすでにこれを必要とする域に達してゐたのである。(35)

然るに金匠は上述の諸項を滿足せしむるには甚だ不十分であつた。金匠の信用は甚だ大であつたとは云へ、その信用の基礎は一個人でめり、廣汎な金融の基本となるには極めて不適當であつた。殊に一六七二年の前述の如き事件は——直接には金匠の責任ではないとは云へ——預金の安全を期待し得ない。一六九五年に公刊された小冊子 "A short Account of the Bank of England" の著者はこの點を指摘して、「もし金匠に預託されてゐた國民の多額の貨幣が四、五年前に銀行に預金されてゐたなら。」この災害を防ぐことが出來たと云つてゐる。(36)

一六五二年に利子の最高限度は法律に依つて六分と定められた。しかしかゝる法定利子が嚴守されてゐなかつたことはすでに上述した幾つかの例に依つても明瞭であらう。二割、三割と云ふ高利が各個人的事情に從つて取られてゐたのである。商業が發展し、資本の重要性が認めらるゝに從つて、利率の限定が喧しく議論されて來た。サア・トオマス・カルピイパア父子やサア・ジョサイア・チャイルド等はその最も熱心なる論者であつた。チャイルドは和蘭商業の隆盛なる理由を十五ケ條擧げ、その最後に利子の低きことを述べてゐる。(37) 勿論これにはトオマス・マンリイの如き反對者はあつたが、(38) 利子の高

かつたことが英國商業に不利であつたことは疑ひない。英國の商人は低利の資金を要求してゐたのである。(39)

又金匠手形が殆ど紙幣と同様の役をしてゐたことは前述の如くではあるが、紙幣の如く額面が一定標準に定めてなく、(40) 又支拂も不定であり、流通上甚だ不便であつたことは敢て細論するまでもあるまい。

かう云ふ狀態であつたから銀行の必要を論ずる者は甚だ多かつた。その早きものを擧げると、一五八一年にくヱゲンバックの "Device for the Establishment of a Bank in England." ピンダアの書翰、"A Discourse concerning the erecting a Bank for the Crown upon occasion of the King's demanding a Loan from the City." 一六二二年のヒイスの "Propositions showing the great Utility of a Bank and recommendation for erecting one in London." 等を始めとして、特許銀行の設立を最初に主張したのは一六五一年のボオタアの "Humble Proposalls to the Honorable the Council for Trade.....shewing what particulars if enacted by Parliament would.....conduce to advance trade, employ the poore and prevent the cruelty of creditors." であつた。その他銀行設立に關する小冊子はその後頗る多く、例へば一六六五年の "A Description of the Office of Credit." 一六七八年のリユイスの "Proposals to the King and Parliament or a large Model of a Bank" の如きである。

しかしこゝにこれ等の議論を紹介するつもりではない。要するに當時の經濟狀態が何等か銀行の如き

金融機關を要求してゐたことを知れば足りる。金匠の如き不完全なる機關に滿足せずして、さらに鞏固なる銀行の設立を要求したのである。終に他方政治的必要に促がされ、一六九四年には英蘭銀行が樹立され、(41) 又地方銀行の勃興を生ずるに至つた。(42) これ等については他の機會に論及することがあらう。こゝでは單に英國に於ける銀行業務の發生を示すに止めて置く。

(註三五) A. Andréadès, History of the Bank of England. 1909. pp. 45ff.

(註三六) "If the bulk of the money of the nation which has been lodged with the goldsmiths had been deposited in the Bank four or five years past, it had prevented its being so scandalously clipped, which one day or the other must cost the nation one and a half million to repair it." (Rogers. op. cit., p. 21. より引用。)

(註三七) "Lastly, The lowness of interrest of money, with them, which in peaceable times exceeds not three per cent. per annum; and is now during this war with England, not above four per cent." (Sir Josiah Child, A New Discourse of Trade, The fourth Edition, p. 8.)

(註三八) Thomas Manley, Usury at Six per Cent. examined, 1669.

(註三九) 當時の利子の問題及び法定利子の議論については、Cunningham, Growth, pp. 384ff. 及び高橋誠一郎氏「利子徵收に關する思想の變遷と第十七世紀の英國に於ける利子論爭」(同氏著前掲三〇二—四八九頁)等參照。

(註四〇) "The disadvantage of the Running Cash Note was the absence of standardisation." (Powell, op. cit., p. 99.)

(註四一) 英蘭銀行設立の政治的理由については前掲の Andréadès, Philippovich その他の著作に詳論されてゐるが、極めて簡單にその大要を私が「英蘭銀行設立の由來」と題し「三田評論」昭和四年一月號に紹介したことがある。參照されたい。

(註四二) "While the goldsmith-bankers of London were slowly being trans-formed into bankers only, provincial banking

arose. The origin of banking was for almost any shopkeeper in a little town to become the banker of the district and it has only been in the course of generations that those shopkeepers have grown into bankers." (Seebohm, 1875 Committee, P. 4850; Powell, op. cit., p. 116 より引用。)

（一九三〇年一月八日稿）

野村兼太郎